

## 北本市自治基本条例における「協働」「参画」の位置付け

(目的)

第1条 この条例は、(中略) まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(定義)

第3条 [略]

(5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。

(6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

(参画及び協働の推進)

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

# 市民参画手続について

## (1) 市民参画の対象となる施策

ア 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定

…総振、都市マス、地域福祉計画、環境基本計画、等

イ 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃

…自治基本条例、環境基本条例、市民参画推進条例、等

ウ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

…ex) 路上喫煙防止、自転車駐車秩序、等

エ 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

…図書館、公園、文化会館、等（総事業費5億円以上のもの）

オ 市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

## (2) 市民参画の方法

### 附属機関等の開催

- 地方自治法第138条の4第3項に規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関に対し、施策等に関する特定のテーマについて諮問し、答申、報告等を求める。

### ワークショップ

- 市民及び市長等が、施策について、対等な立場で研究し、又は議論し、共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図る場。

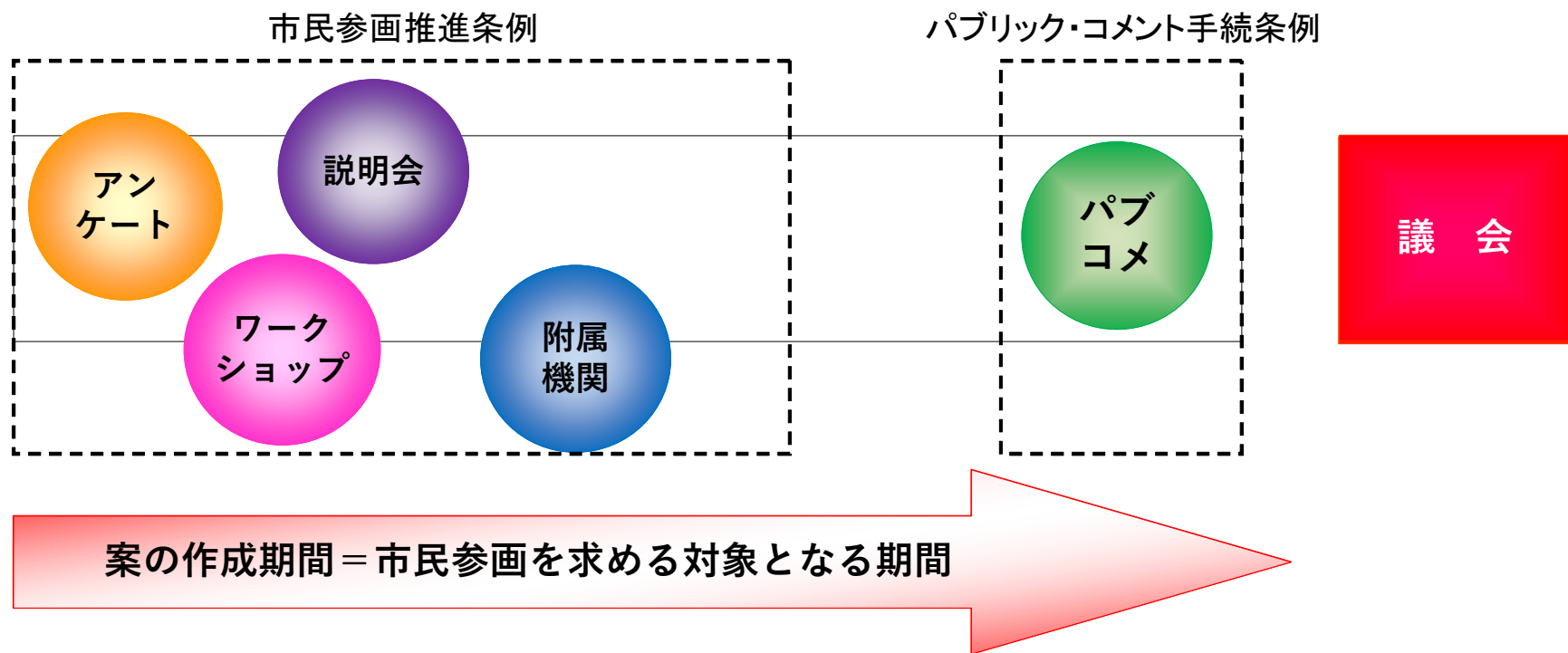
### 市民説明会

- 市長等が、施策について、市民に説明し、並びに市民及び市長等が意見を交換する場。

### アンケート

- 市長等が、施策について、定型の質問形式で調査項目を設定し、一定の期間内に複数の市民に回答を求め、得られた回答を集計し、比較すること。

### (3) 市民の意見が反映される市政運営



#### (4) 市民参画手続の実施状況

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2	R 3	R 4	R 5 (予定)
附属機関等	5	8	7	5	7	10	8	5	7	8	12
ワークショップ	0	1	0	0	1	4	2	0	0	0	0
市民説明会	1	0	1	1	0	2	1	1	1	0	1
アンケート	1	3	2	5	2	4	4	0	5	3	2
計	7	12	10	11	10	20	15	6	13	<u>11</u>	<u>15</u>
施策数	6	10	7	7	8	15	11	6	10	10	13
1施策あたりの 手続数	1.17	1.2	1.43	1.57	1.25	1.33	1.36	1.00	1.3	1.1	1.15